

令和8年度第1回日光市総合教育会議次第

日 時：令和8年6月23日（火）午後1時15分～

場 所：本庁舎3階 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について

4 議事録署名人の選任

5 報告事項

- (1) 日光市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定
及び取組状況について

資料1

所管課：教育委員会事務局 学校教育課

- (2) こども・若者応援事業の開始について

資料2

所管課：健康福祉部 子ども家庭支援課

- (3) 不登校のこどもへの「戸別訪問学習支援事業」及び「保護者対象LINE相談の開始」
について

資料3

所管課：健康福祉部 子ども家庭支援課

- (4) 日光地域保育施設等あり方検討委員会報告書について

資料4

所管課：健康福祉部 保育課

6 その他

7 閉会

日光市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8(2026)年3月

日光市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目 標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市では、「第4次日光市学校教育基本計画」を策定し、基本目標である『未来を担い、主体的に学ぶ児童生徒の育成』の実現に向け、基本施策6に「未来につなげる教育環境づくり」を掲げ、「教職員資質能力の向上と職場環境の改善」などの各種施策に取り組むこととしている。

また、児童生徒一人ひとりの学びと成長を支える持続可能な教育環境づくりを進めるためには、教職員が心身ともに健康で、生き生きとやりがいを持ちながら、本来的な業務に着実に取り組むことができるようにすることが必要である。

このため、本計画に基づき、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって教職員の働き方改革に取り組むものとする。

なお、本計画は、改定された国の「教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」、及び県が策定した「栃木県業務量管理・健康確保措置実施計画」との整合性を図りながら策定した。

(2) 本市の現状

令和2年3月に「日光市立公立学校における働き方改革基本方針」を定め、教職員の時間外在校等時間の削減や児童生徒と向き合う時間の確保などに取り組んできた結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間以下の割合	月80時間以上の割合
小学校	月35時間	62%	2%
中学校	月39時間	65%	7%

※「年平均」は、令和6年度に閉校した学校を含まず、集計できたデータの平均値（参考）

時間外在校等時間が月 4 5 時間以下の割合が 6 0 %を超え、県の平均よりも高い状況にある。

また、月 8 0 時間以上の教職員数は、学校規模等によって差はあるものの、部活動や報告書などの文書の作成、会議打合せなどの業務の負担感が大きいことなどから、目標（0 名）には届いていない。

このため、業務の簡素化・効率化はもとより、業務内容の精選を図り、教育の質の向上のための時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目 標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとし、対象は会計年度任用職員・非常勤職員を除く県費負担教職員とする。

（１）時間外在校等時間に関する目標

国の指針

- ・ 1 か月の時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教育職員の割合 1 0 0 %とすることを目指すこと。
- ・ 1 年間における教育職員の 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 3 0 時間程度とすることを目指すこと。
- ・ 教育職員の 1 年間時間外在校等時間 3 6 0 時間以下とすることを目指すこと。

県の目標

- ・ 教職員の時間外在校等時間を 1 か月で 4 5 時間以内、1 年間で 3 6 0 時間以内とする。
- ・ 教職員の時間外在校等時間が 1 か月で 8 0 時間を超える教員の割合を令和 9 (2027) 年度までに 0 %とする。

市の目標

- ① 1 か月の時間外在校等時間が 8 0 時間以上の教職員の割合を令和 1 0 年度までに 0 %にする。
- ② 1 か月の時間外在校等時間が 4 5 時間以下の教職員の割合を1 0 0 %にする。
- ③ 1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間（※）を3 0 時間程度にする。

※日光市内の全教職員の時間外在校等時間の平均

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

県の目標

- ・「仕事と仕事以外の生活のバランスに満足しているか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和12(2030)年度までに全校種80%とする。
- ・「自分の仕事は児童生徒によい影響を与えていると思うか」の質問に肯定的に回答した教職員の割合を令和12(2030)年度までに全校種80%とする。

市の目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ①年間の年次有給休暇の平均取得日数(※)を15日以上にする。【14.7日】

※日光市内の全教職員の年次有給休暇取得日数の平均

- ②ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。【11.9%】

3. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度～令和12年度とし、市内の学校の働き方改革の状況や国・県の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しをしながら推進することとする。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

学校と教師の業務の3分類

➢ 教師が教師でなければならない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。

➢ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外的見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械整備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

(参考：文部科学省作成資料)

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・PTA活動や学校運営協議会、地域学校協働活動などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを検討する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、少年指導委員による見守りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・給食費等の学校徴収金については、公会計化に向け検討を進める。

◆地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域コーディネーターを積極的に活用し、地域連携教員の負担軽減を促進する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するなど、市教育委員会と連携して苦情等に対応できる体制を構築する。
- ・首長部局とも連携して、直接苦情等に対応する相談窓口の設置について検討する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理、ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑥⑦⑧関係）

- ・電子申請システム（LoGoフォーム等）の機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・市教育委員会は、各学校へ送付する文書量の縮減に努める。合わせて、教職員を通じた児童生徒等への周知依頼文等についても量の縮減に努める。
 - ・市教育委員会は、事務職員等が担う事務処理全体をデジタル化等によって効率化するとともに、事務職員等の校務運営への積極的な参画を促進する。
 - ・学校事務体制の強化のため、共同学校事務室の整備について検討する。
- ◆学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校舎の開錠・施錠、児童生徒の休み時間における安全への配慮、校内清掃（「3分類」⑨⑩⑪⑫関係）
- ・学校プールや学校開放施設である体育館等の管理業務について、外部委託の活用を検討する。
 - ・校舎の開錠・施錠等について、外部業者の活用を検討し、教職員以外の積極的な参画を促進する。
 - ・休み時間における安全への配慮については、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、地域住民等の支援を得つつ、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
 - ・校内清掃については、地域住民等の支援を得つつ、実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。
- ◆部活動（「3分類」⑬関係）
- ・部活動指導員や補助員については、適正な配置に努める。
 - ・部活動の地域展開については、今後策定される「（仮称）日光市立中学校部活動地域展開等推進計画」に基づき円滑に進める。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、発達の段階を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で実施し、地域の実情に応じて支援スタッフ等を活用することで、負担軽減を促進する。
- ◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
- ・授業準備や採点作業等を補助する学校指導助手・学校支援員については、学校の実情に応じて適正に配置する。
 - ・校務支援システム等のデジタル技術を活用することによって、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆学校行事の準備・運営、進路指導の準備（「3分類」⑰⑱関係）

- ・学校行事における関係機関との日程調整や物品の準備等の業務、進路指導における情報収集等の業務について、教職員と学校指導助手、学校支援員等の支援スタッフとの協働を促進する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用し、教職員と連携・協働した支援体制を構築する。
- ・児童生徒の課題の状況に応じ、発達相談員、教育支援センター、学校指導助手（日本語指導・看護）、学校支援員、家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会などとの連携・協働を促進する。

（２）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合（小４以上は年間で1,086単位時間以上）には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・時間外在校等時間が集中する４月～６月の実態を踏まえ、１日及び１週間当たりの授業時数及び年間授業週数の見直しを行い、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出する。
- ・学校行事の教育的価値を検討し、学校としての体裁を保つためのものや前例のみにとらわれて慣例的に行っている部分をやめ、教育上真に必要とされるものに精選する。特に時間外在校等時間が集中する４月～６月の行事について留意する。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用によりアンケート調査や連絡調整などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト（学校向け）」に基づいた自己点検の達成状況（平均得点）において450点を目指す。（R6：354点）
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能の導入について検討する。
- ・欠席連絡や文書管理等の校務について、デジタル技術を活用した効率化を推進する。
- ・グループウェア（Teams等）を活用し、職務経験の少ない教職員や校内に同一教科が少ない教職員等が、校内外の専門性の高い教職員への相談や教材・教具等を共有できる体制を整備する。

- ・学習支援活動や環境整備などについては、学校支援ボランティアや学校運営協議会など地域との効果的な連携・協働を促進する。
- ・学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。
- ・学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、改正学校教育法の規定に基づき、本計画に適合するものとする。

（３）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・１か月の時間外在校等時間が８０時間以上の教職員に対し、学校長による聞き取りを行った上で、状況に応じて医師等による面接指導を実施する。
- ・１１時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・完全退勤時刻を設定し、時間を意識した働き方を推進する。
- ・教職員の持ち帰り業務については、校内業務時間内の完結を基本とし、やむを得ず行う場合は今後の改善策を検討する。
- ・ストレスチェック実施後の集団分析の結果等を活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を週１回程度設定するよう推進し、長期休業等の期間中に８日間（夏季：８月１３日から８月１６日、冬季：１２月２７・２８日、１月４・５日を原則とする）の一斉閉校期間の設定を行う。
- ・早出遅出勤務制度、テレワークの導入について検討を行う。
- ・市教育委員会は、学校長等管理職との面談等を通じ、各学校における業務や環境整備等の状況について検証を行い、当該学校における教職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策の検討及び実施の支援その他の取組を実施する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、日光市のHPで公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、学校への調査やストレスチェックの結果から把握する。
- ・市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。
特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
また、校長等の業績評価に働き方改革の推進に関する目標を加えるなど実効性のある取組を目指す。
- ・校内働き方改革推進委員会の設置を促進し、自己点検できる体制を確立する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

日光市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の取組状況について

本計画において達成を目指す目標及びその結果について、以下のとおり報告します。

1 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1 か月の時間外在校等時間が 80 時間以上の教職員の割合を 令和 10 年度までに 0 % にする。
- ② 1 か月の時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合を 100 % にする。
- ③ 1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間（※）を 30 時間程度 にする。 ※日光市内の全教職員の時間外在校等時間の平均

【令和 7 年度の状況】

	月 80 時間以上の割合	月 45 時間以下の割合	年平均
小学校	2 %	70 %	月 33 時間
中学校	8 %	63 %	月 38 時間

2 ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数（※）を 15 日以上 にする。
※日光市内の全教職員の年次有給休暇取得日数の平均
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 10 %以下 にする。

【令和 7 年度の状況】

	年次有給休暇の平均取得日数	高ストレス者の割合
小・中学校	14.3 日	11.6 %

3 成果と課題

時間外在校等時間に関する目標については、月 45 時間以下の割合が小学校において改善したが目標には届いていない。月 80 時間以上の割合は中学校において増加しており、計画に基づいた一層の取り組みが必要である。

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、年次有給休暇の平均取得日数と高ストレス者の割合は改善に向かっている。一方で、目標には届いていないため、今後も計画に基づいた取り組みを進めていく。

こども・若者応援事業の開始について

令和5年度に閣議決定された「こども大綱」に基づき、国では、こども・若者への切れ目のない支援を広げていくこととしてきており、令和8年度を「本格的な若者施策の始動」の年として新たな施策を実施しております。当市においても、令和8年3月に「日光市こども計画」をこども・若者・子育て施策の指針として策定したところであり、全ての若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向け、下記のとおり新たな取組を実施します。

記

1 地域における若者支援コーディネート事業について

官民が連携して困難を有する若者とのコンタクトポイントを確保し、効果的に支援につなげるための信頼関係を構築するとともに必要な支援を提供するため、新たに「子ども・若者総合相談センター」を設けコーディネート事業を実施します。

【対 象】（小学生）中学生～中学校卒業後概ね30歳までの若者、子育て世代の保護者等

【内 容】居場所や学習の支援、悩みや不安、進学や就労に関することなど、多様な相談に気軽に応じ、関係機関への連携や同行支援などを行う。

【場 所】日光ランドマーク3階（旧消費生活センター）

【実 施 主 体】日光市健康福祉部子ども家庭支援課
コーディネート事業委託先：一般社団法人 AppleBase

【実 施 方 法】毎日開所を予定。若者、子育て世代等が無料で利用可能。学習、相談、イベント開催等も予定。

【実 施 期 間】令和8年6月中旬から（プレオープン）本格稼働は7月以降の予定。

【周 知 等】市内高校への案内のほか、広報等で周知。

2 子ども・若者支援地域協議会の設置

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等 に対する総合的な支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、福祉、教育等の行政と関係機関が連携して、子ども・若者を支援していくため子ども・若者支援地域協議会の設置を予定しています。

【所 掌 事 務】

- （1）支援対象となる子ども・若者等の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること
- （2）子ども・若者等の支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること
- （3）子ども・若者等の支援に関する調査・研究、研修及び広報啓発活動に関すること

【組 織】

教育、福祉・保健・医療、雇用、更生保護、多文化共生等の各分野における行政機関・民間団体等で組織

【構 成】

機関・団体の代表者等からなる全体会議及び個別ケース検討会議の2層構造

【協議事項等】

以下に係る、医療・養育・生活環境改善・修学・就業・社会生活の知識・技能習得・その他社会生活を円滑にするための援助等について検討を行う。

- ①修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者に対する支援、助言、指導等
- ②家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（ヤングケアラー）に対する支援、助言、指導等
- ③その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援、助言、指導等

【調 整 機 関】 日光市健康福祉部子ども家庭支援課

【設置時期等】 令和8年度下半期に要綱制定し関係機関等への委員の推薦依頼を予定

3 こども・若者意見反映サポート事業

こども基本法（令和４年法律第７５号）により、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明の機会の確保・こどもの意見の尊重のため、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講じることが地方公共団体に義務付けられました。

また、こども大綱（令和５年１２月２２日閣議決定）では、地方公共団体において「様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、（中略）ファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。」とされています。

これらにより、国（こども家庭庁）と市が連携・協力して行う、こども、若者の意見聴取の場づくりなどの取り組みについて、令和８年度に国の採択を受けたことから下記のとおり実施します。

【開催時期等】 令和９年１月下旬

【実施主体】 こども家庭庁
日光市健康福祉部子ども家庭支援課

【実施方法】 市内の高校生・中学生を募り会議を開催。
こども家庭庁職員等及び市職員等がファシリテーターとなり、中学生、高校生等の意見を聴取。

市職員等は事前に庁内で周知（協力依頼）のうえ、こども家庭庁が実施するファシリテーター養成講座を受講。

【対象者募集】 市内中学校、高等学校への周知（推薦依頼）のほか、若者団体、高校生団体等への周知を依頼し広く公募（１０月ごろを予定）。

こども・若者応援事業の開始について

令和5年度に閣議決定された「こども大綱」に基づき、国では、こども・若者への切れ目のない支援を広げていくこととしてきており、令和8年度を「本格的な若者施策の始動」の年として新たな施策を実施しております。当市においても、令和8年3月に「日光市こども計画」をこども・若者・子育て施策の指針として策定したところであり、全ての若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向け、下記の通り新たな取組を実施します。

記

1 地域における若者支援コーディネート事業について

官民が連携して困難を有する若者とのコンタクトポイントを確保し、効果的に支援につなげるための信頼関係を構築するとともに必要な支援を提供するため、新たに「こども・若者総合相談センター」を設けコーディネート事業を実施します。

【対 象】（小学生）中学生～中学校卒業後概ね30歳までの若者、子育て世代の保護者等

【内 容】居場所や学習の支援、悩みや不安、進学や就労に関することなど、多様な相談に気軽に応じ、関係機関への連携や同行支援などを行う。

【場 所】ランドマークビル3階（旧消費生活センター）

【実 施 主 体】日光市健康福祉部子ども家庭支援課
コーディネート事業委託先：一般社団法人 AppleBase

【実 施 方 法】毎日開所を予定。若者、子育て世代等が無料で利用可能。学習、相談、イベント開催等も予定。

【実 施 期 間】令和8年6月中旬から（プレオープン）本格稼働は7月以降の予定。

【周 知 等】市内高校への案内のほか、広報等で周知。

2 子ども・若者地域協議会の設置

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者等 に対する総合的な支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、福祉、教育等の行政と関係機関が連携して、こども・若者を支援していくため子ども・若者支援地域協議会の設置を予定しています。

【所 掌 事 務】

- （1）支援対象となるこども・若者等の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること
- （2）こども・若者等の支援に係る関係機関等の相互連携・協力に関すること
- （3）こども・若者等の支援に関する調査・研究、研修及び広報啓発活動に関すること

【組 織】

教育、福祉・保健・医療、雇用、矯正・更生保護、多文化共生等の各分野における行政機関・民間団体等で組織

【構 成】

機関・団体の代表者等からなる全体会議及び個別ケース検討会議の2層構造

【協議事項等】

以下に係る、医療・養育・生活環境改善・修学・就業・社会生活の知識・技能習得・その他社会生活を円滑にするための援助等について検討を行う。

- ①修学及び就業のいずれもしていないこども・若者に対する支援、助言、指導等
- ②家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者（ヤングケアラー）に対する支援、助言、指導等
- ③その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援、助言、指導等

【調 整 機 関】 日光市健康福祉部子ども家庭支援課

【設置時期等】 令和8年度下半期に要綱制定し関係機関等への委員の推薦依頼を予定

3 こども・若者意見反映サポート事業

こども基本法（令和４年法律第７５号）により、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明の機会の確保・こどもの意見の尊重のため、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講じることが地方公共団体に義務付けられました。

また、こども大綱（令和５年１２月２２日閣議決定）では、地方公共団体において「様々な機会を捉え、こども・若者の社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるよう、（中略）ファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供を行う。」とされています。

これらにより、国（子ども家庭庁）と市が連携・協力して行う、こども、若者の意見聴取の場づくりなどの取り組みについて、令和８年度に国の採択を受けたことから下記の通り実施します。

【開催時期等】 令和９年１月後半

【実施主体】 こども家庭庁
日光市健康福祉部子ども家庭支援課

【実施方法】 市内の高校生・中学生を募り会議を開催。
こども家庭庁職員等及び市職員等がファシリテーターとなり、中学生、高校生等の意見を聴取。

市職員等は事前に庁内で周知（協力依頼）のうえ、こども家庭庁が実施するファシリテーター養成講座を受講。

【対象者募集】 市内中学校、高等学校への周知（推薦依頼）のほか、若者団体、高校生団体等への周知を依頼し広く公募（１０月ごろを予定）。

不登校のこどもへの「戸別訪問学習支援事業」及び「保護者対象 LINE 相談」の開始について

いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があります、学校だけでなく教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体でこどもへの支援を進める必要があります。このため、国では令和7年度から「地域ネットワーク構築によるこども支援事業」として支援を開始したところであり、当市においても令和8年度から福祉部門において、下記のとおり、不登校児童生徒への新たな取組をスタートしましたので報告いたします。

記

1 戸別訪問学習支援事業について

不登校の状況にある児童・生徒のうち、学校を始め、教育支援センターや他の関係機関とも関係性が十分に築けずにいるこどもについて、自宅等を訪問し、学習支援を行いながら、進学や就職といった社会的自立へ向けたサポートを行う戸別訪問学習支援事業を実施します。

【対 象】 不登校の状況にある市内の小学生・中学生のうち学校・教育支援センター等の機関との関係性がないまたは希薄なこども及び保護者

【実 施 主 体】 日光市健康福祉部子ども家庭支援課
委託先：一般社団法人 栃木県若年者支援機構

【実 施 方 法】 委託先団体の支援員が毎週1回4時間程度担当するこどもの自宅を訪問しこども及び保護者と面談。
こども本人の希望に沿って、学習支援をしながら将来の自立を目指す。
(学校復帰、教育支援センター、フリースクール、自宅学習等本人の希望に応じた対応をしながら進学、就職につなげられる支援を行う)

【実 施 期 間】 令和8年6月から

【周 知 等】 家庭児童相談室で関わりのある家庭への案内のほか、広報等での周知。
また、こどもや保護者との関わりが難しい家庭について、学校、教育支援センター等と連携し対応。

2 不登校児の保護者対象 LINE 相談

不登校のこどものいる保護者の悩みや心配事について、24 時間受付可能な LINE での相談業務を開始しました。学校や関係機関等との関わり方への悩みや、不登校のこどもへの対応の仕方、ほかの家族との関わり、不登校のこどもを抱えながら仕事を続けることの悩みなど、当事者同士で話しにくい内容なども第三者として相談に応じ、保護者とともに状況の改善を図ります。

【対 象】 不登校の状況にあるこどもの保護者

【実 施 主 体】 日光市健康福祉部子ども家庭支援課 委託先：NPO 法人 キーデザイン

【実 施 方 法】 専用 LINE による相談

【実 施 期 間】 令和 8 年 6 月 1 日から

24 時間送信可能ですが、回答対応は月曜日・火曜日の 9 時から 21 時まで

【周 知 等】 家庭児童相談室で関わりのある家庭への案内のほか、広報・市公式 LINE で周知。

小中学校へもチラシ配布を予定（WEB チラシ）

委託先 NPO から情報発信中

市公式 HP、公式 L I N E、検索サイトでは「お母さんお父さんのほけんしつ@日光市」で検索

3 中学校卒業後未進学・高校等中退者対象学習支援事業

中学校卒業後に高校等へ進学しなかった方や高校等を中退した方で、その後自宅等でひきこもりの状況にあるこども・若者について、通信講座による学習支援を行いながら自宅等を訪問し、進学や就労など社会的自立へ向けた伴走型の支援を行います。

【対 象】 ひきこもりの状況にある市内の若者（中学校卒業後～概ね 20 歳）

【実 施 主 体】 日光市健康福祉部子ども家庭支援課

委託先：一般社団法人 栃木県若年者支援機構

協 力：日光市社会福祉協議会

【実 施 方 法】 委託先団体が通信添削による学習支援を実施

社会福祉協議会相談員等が自宅を訪問、学習状況等を確認しながら関係性を構築。本人の希望に応じ、進学や就職に向けた支援を行う。

【実 施 期 間】 令和 8 年 6 月から

【対象者募集】 家庭児童相談室等で関わりのある家庭への案内のほか、広報等での周知。

不登校のこどもへの「戸別訪問学習支援事業」及び「保護者対象 LINE 相談の開始」について

いじめや不登校をはじめ、学校に関係するこどもの悩みの背景には様々な事情が複雑に関係している場合があります、学校だけでなく教育・福祉等の地域の関係機関が連携し、地域全体でこどもへの支援を進める必要があります。このため、国では令和7年度から「地域ネットワーク構築によるこども支援事業」として支援を開始したところであり、当市においても令和8年度から福祉部門において、下記の通り、不登校児童生徒への新たな取組をスタートしましたので報告いたします。

記

1 戸別訪問学習支援事業について

不登校の状況にある児童・生徒のうち、学校を始め、教育支援センターや他の関係機関とも関係性が十分に築けずにいるこどもについて、自宅等を訪問し、学習支援を行いながら、進学や就職といった社会的自立へ向けたサポートを行う戸別訪問学習支援事業を実施します。

【対 象】 不登校の状況にある市内の小学生・中学生のうち学校・教育支援センター等の機関との関係性がないまたは希薄なこども及び保護者

【実 施 主 体】 日光市健康福祉部子ども家庭支援課
委託先：一般社団法人 栃木県若年者支援機構

【実 施 方 法】 委託先団体の支援員が毎週1回4時間程度担当するこどもの自宅を訪問しこども及び保護者と面談。
こども本人の希望に沿って、学習支援をしながら将来の自立を目指す。
(学校復帰、教育支援センター、フリースクール、自宅学習等本人の希望に応じた対応をしながら進学、就職につなげられる支援を行う)

【実 施 期 間】 令和8年6月から

【周 知 等】 家庭児童相談室で関わりのある家庭への案内のほか、広報等での周知。
また、こどもや保護者との関わりが難しい家庭について、学校、教育支援センター等と連携し対応。

2 不登校児の保護者対象 LINE 相談

不登校のこどものいる保護者の悩みや心配事について、24 時間受付可能な LINE での相談業務を開始しました。学校や関係機関等との関わり方への悩みや、不登校のこどもへの対応の仕方、ほかの家族との関わり、不登校のこどもを抱えながら仕事を続けることの悩みなど、当事者同士で話しづらい内容なども第三者として相談に応じ、保護者とともに状況の改善を図ります。

【対 象】 不登校の状況にあるこどもの保護者

【実 施 主 体】 日光市健康福祉部子ども家庭支援課 委託先：NPO 法人 キーデザイン

【実 施 方 法】 専用 LINE による相談

【実 施 期 間】 令和 8 年 6 月 1 日から

24 時間送信可能ですが、回答対応は月曜日・火曜日の 9 時から 21 時まで

【周 知 等】 家庭児童相談室で関わりのある家庭への案内のほか、広報・市公式 LINE で周知。

小中学校へもチラシ配布を予定（WEB チラシ）

委託先 NPO から情報発信中

市公式 HP、公式 L I N E、検索サイトでは「お母さんお父さんのほけんしつ@日光市」で検索

3 中学校卒業後未進学・高校等中退者対象学習支援事業

中学校卒業後に高校等へ進学しなかった方や高校等を中退した方で、その後自宅等でひきこもりの状況にあるこども・若者について、通信講座による学習支援を行いながら自宅等を訪問し、進学や就労など社会的自立へ向けた伴走型の支援を行います。

【対 象】 ひきこもりの状況にある市内の若者（中学校卒業後～概ね 20 歳）

【実 施 主 体】 日光市健康福祉部子ども家庭支援課

委託先：一般社団法人 栃木県若年者支援機構

協 力：日光市社会福祉協議会

【実 施 方 法】 委託先団体が通信添削による学習支援を実施

社会福祉協議会相談員等が自宅を訪問、学習状況等を確認しながら関係性を構築。本人の希望に応じ、進学や就職に向けた支援を行う。

【実 施 期 間】 令和 8 年 6 月から

【対象者募集】 家庭児童相談室等で関わりのある家庭への案内のほか、広報等での周知。

日光市日光地域保育施設等 あり方検討委員会 報告書

令和8年2月

日光市日光地域保育施設等あり方検討委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 検討にあたって	1
3. 現状と課題	2
(1) 教育・保育施設の状況（令和7年10月現在）	2
(2) 人口推計（乳幼児数）	3
(3) 利用状況	5
(4) 日光地域の乳幼児数の推移と現状	7
4. 施設のあり方と今後の方向性	8
(1) 日光地区	8
(2) 中宮祠地区	8
(3) 小来川地区	8
5. おわりに	8

【参考資料】

- 資料 1 日光地域における教育・保育施設の状況
- 資料 2 日光市日光地域保育施設等あり方検討委員会設置要綱
- 資料 3 委員会名簿
- 資料 4 検討経過

1. はじめに

日光市では、日光市全体の保育施設整備の基本方針を定めた、「日光市保育施設整備計画」(H27～R7年度)に基づき、市内5地域(今市・日光・藤原・足尾・栗山)における保育施設整備の方向性や、民間幼稚園の認定こども園への移行促進、公立保育園の民営化等、民間活力導入の検討も視野に入れて施設の整理を行ってきました。

今市地域では、令和7年1月に新たにおひさま保育園を整備し、並木保育園、せせらぎ保育園、原町みどり保育園、しばやま保育園の公立保育園4園に加え、落合児童館、豊岡児童館、塩野室児童館の保育型児童館3館を整理し、集約化を図りました。また、民間保育施設について、令和6年度に今市幼稚園の認定こども園化などの支援を進めてきました。

藤原地域では、藤原保育園、鬼怒川保育園、下原保育園、高德保育園の公立保育園4園、及び鬼怒川児童館、鬼怒川親子ふれあいひろばについては、民間活力を導入した2園(清流保育園：H29、すくやか保育園：H30)に統廃合(複合化)しました。

足尾地域・栗山地域の保育施設は、現在休園中ですが、他の保育施設と離れた地域にあるため、保育需要に対応する、「山間地・過疎地域等の保育体制」の構築に向けた取り組みを進めています。

各地域での保育施設の整備や取り組みが進む中、令和7年12月に市長から委嘱を受け、日光地域の保育施設のあり方について、検討を行いました。

本報告書は、乳幼児の減少・施設の老朽化が進む日光地域の公立保育園4園の今後のあり方について、日光市保育施設整備計画をはじめ、市の施策の方向性との整合を図りながらまとめたものです。

2. 検討にあたって

(1) 検討対象施設

日光地域内の公立保育園(4園：日光保育園、所野保育園、中宮祠保育園、小来川保育園)を対象とします。

(2) 日光市保育施設整備計画

日光市保育施設整備計画にある、「地域別施設整備の方向性」に基本に検討を行います。

《日光市保育施設整備計画より抜粋》

3 地域別施設整備の方向性

地域別整備の方向性を次のよう定めました。

(日光地域)

小来川保育園は、他の保育施設と離れた地区にあること、また、へき地保育所として保育の必要性の有無に関わらず児童の預かりができる機能を有することから、近隣公共施設との複合化による整備を検討していきます。

平成27年度に開設した中宮祠保育園は、他の保育施設と離れた地区にあることから、保育需要の動向を注視しながら、新制度による「地域型保育」として、現状の施設において運営を行います。

その他、施設の老朽化による対応が必要な施設については、新制度に伴う幼稚園の認定こども園への移行を踏まえながら、民間活力の導入を視野に入れた検討を行います。

また、早急な耐震化または老朽化対策が必要のない施設については、保育需要の動向を踏まえながら、民間活力の導入を視野に入れた運営方法の見直しを行います。

3. 現状と課題

(1) 教育・保育施設の状況（令和7年10月現在）

日光地域においては、公立保育園が4施設、認定子ども園（民間）が1施設、幼稚園（民間）が1施設あります。

	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
保 育 園	[公立] ・おひさま保育園 ・原町みどり保育園（R7 末 閉園） ・並木保育園（R9 末 閉園） [民間] ・大沢保育園 ・芹沼保育園 ・さかえ保育園 ・明神保育園 ・宝珠保育園 ・杉の子保育園	[公立] ・日光保育園 ・所野保育園	[民間] ・清流保育園 ・すくやか保育園	—	—
認 定 こ ど も 園	[民間] ・認定こども園 今市中央幼稚園 ・認定こども園長畑幼稚園 ・認定こども園 聖ヨゼフ幼稚園 ・認定こども園今市幼稚園	[民間] ・認定こども園 清滝幼稚園	—	[公立] ・足尾認定こども園（休園）	—
幼 稚 園	—	[民間] ・輪王寺附属 日光幼稚園	[民間] ・きぬ川幼稚園（休園）	—	—
小 規 模 保 育 園	[民間] ・もりとも保育園	[公立] ・中宮祠保育園	[公立] ・三依保育園（休園）	—	[公立] ・くりやま保育園（休園）
そ の 他	認可外保育園 [民間] ・きらきら保育園 ・企業主導型保育事業所 みらいのき 保育型児童館 [公立] ・落合児童館（R8 末 閉園）	へき地保育園 [公立] ・小来川保育園	—	—	—

■日光地域公立保育施設の状況 [地区別・建築年・面積等]

(令和7年10月1日現在)

No.	地区	施設名	構造	延べ面積 (㎡)	建築年 (年度)	経過 年数
1	日光	日光保育園	鉄骨造	655.7	昭和 61	39
2		所野保育園	鉄骨造	676.0	昭和 50 ※平成 11 増 改築	50
3	中宮祠	中宮祠保育園 ※賃借	木造	363.6	平成 7	30
4	小来川	小来川保育園	木造	199.0	昭和 62	38

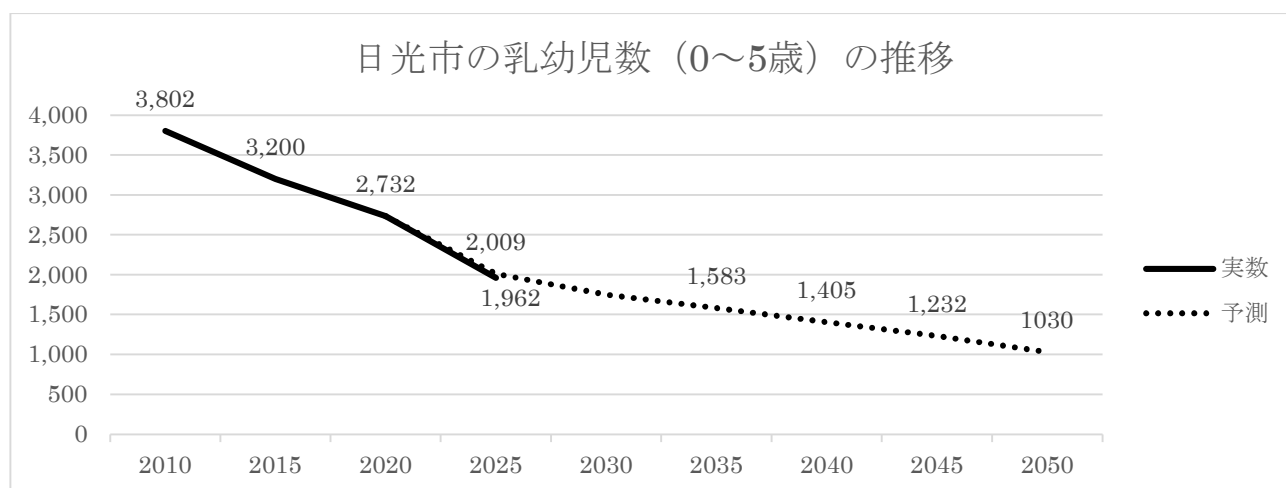
(2) 人口推計 (乳幼児数)

①日光市の乳幼児数 (0～5 歳) の推移

日光市の乳幼児数は減少傾向にあり、国土交通省国土技術政策総合研究所の将来人口・世帯予測ツールを用いた地域別将来推計人口では、2035 年では 1,583 人（現在の約 3/4）、2050 年では 1,030 人（現在の約 1/2）まで減少すると予想されています。

【日光市の乳幼児数 (0～5 歳) の推計】

	2010 H22	2015 H27	2020 R2	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22	2045 R27	2050 R32
実数	3,802	3,200	2,732	1,962	—	—	—	—	—
予測	—	—	—	2,009	1,750	1,583	1,405	1,232	1,030



※実数…年令別人口統計(4月1日現在)

※推計方法…国土交通省 国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V3

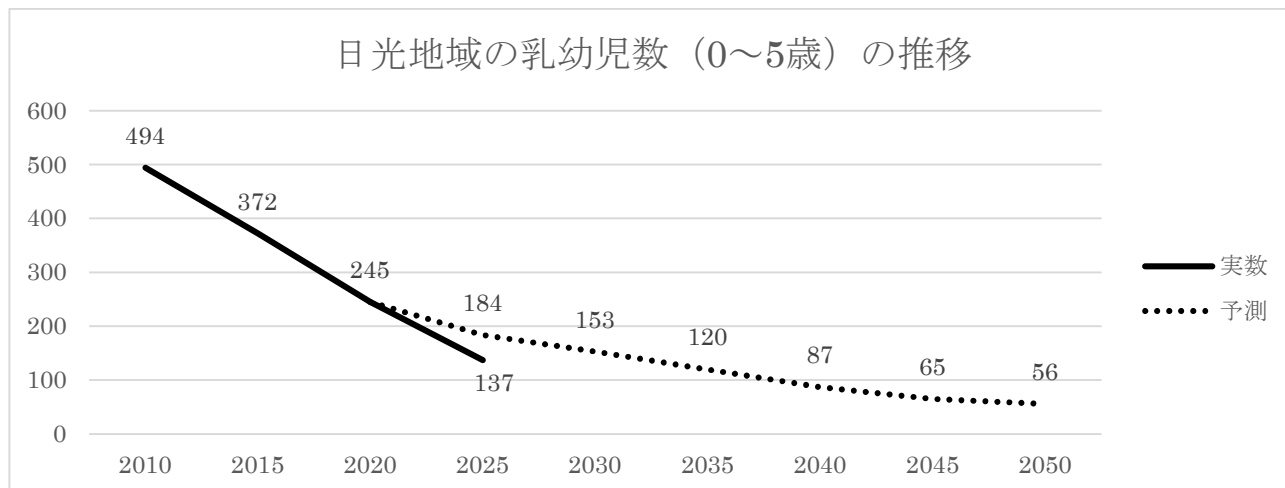
令和2年度までの国勢調査データから算出した「子ども女性比」を用いた、小地域ごとのコーホート要因法による将来人口予測

②日光地域の乳幼児数（0～5 歳）の推移

日光地域の乳幼児数は減少が著しく、2020 年から 2025 年の間に半数に減少しており、2020 年の人口より算出した予測よりも、急速に減少しています。

【日光地域の乳幼児数(0～5 歳)の推計】

	2010 H22	2015 H27	2020 R2	2025 R7	2030 R12	2035 R17	2040 R22	2045 R27	2050 R32
実数	494	372	245	137	—	—	—	—	—
予測	—	—	—	184	153	120	87	65	56



※実数…年令別人口統計(4 月 1 日現在)

※推計方法…国土交通省 国土技術政策総合研究所 将来人口・世帯予測ツール V3

令和2年度までの国勢調査データから算出した「子ども女性比」を用いた、小地域ごとのコーホート要因法による将来人口予測

③近年の 5 地域の乳幼児数の推移

日光地域の乳幼児数は、5 年間で約半数に減少しており、足尾地域の次に減少率が高くなっております。

【近年の 5 地域の乳幼児数(0～5 歳)の推移】

(各年度 4 月 1 日現在)

地域	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	R2→R7 増減率
今市	2,290	2,167	2,060	1,940	1,791	1,698	▲25.9%
日光	245	230	188	175	149	137	▲44.1%
藤原	185	161	145	124	124	118	▲36.2%
足尾	7	6	9	7	3	2	▲71.4%
栗山	5	6	11	7	5	7	+40.0%
小計	2,732	2,570	2,413	2,253	2,072	1,962	▲28.2%

(3) 利用状況

日光地域における、各施設の認可定員、利用定員、園児数は次のとおりです。

【年度別一覧】

(各年度4月1日現在)

施設名			R2	R3	R4	R5	R6	R7
日光 地 区	日光保育園	認可定員	90	90	90	90	90	90
		利用定員	65	65	65	65	65	65
		園児数	35	39	40	38	29	30
	所野保育園	認可定員	80	80	80	80	80	80
		利用定員	75	75	75	75	75	75
		園児数	49	44	45	44	38	34
	認定こども園 清滝幼稚園	認可定員	95	95	95	95	95	95
		利用定員	55	55	55	55	45	45
		園児数	44	38	34	33	28	28
	輪王寺附属 日光幼稚園	認可定員	175	175	175	175	175	175
		利用定員	35	35	35	35	25	15
		園児数	28	27	25	30	23	15
	小計	認可定員	440	440	440	440	440	440
		利用定員	230	230	230	230	210	200
		園児数	156	148	144	145	118	107
	中宮祠保育園	認可定員	19	19	19	19	19	19
		利用定員	12	12	12	12	12	12
		園児数	9	10	6	8	7	7
	小来川保育園	認可定員	19	19	19	19	－	19
		利用定員	12	12	12	12	－	12
		園児数	8	9	4	4	－	1
	合計	認可定員	478	478	478	478	459	478
		利用定員	254	254	254	254	222	224
		園児数	173	167	154	157	125	115

※認可定員・利用定員について

「認可定員」：施設認可の際、施設における保育等を行う居室の面積をもとに設定された定員

「利用定員」：施設運営するうえで適切な児童の受入れを見込み、市において認定された児童の受入れ人数の上限枠として設定される定員

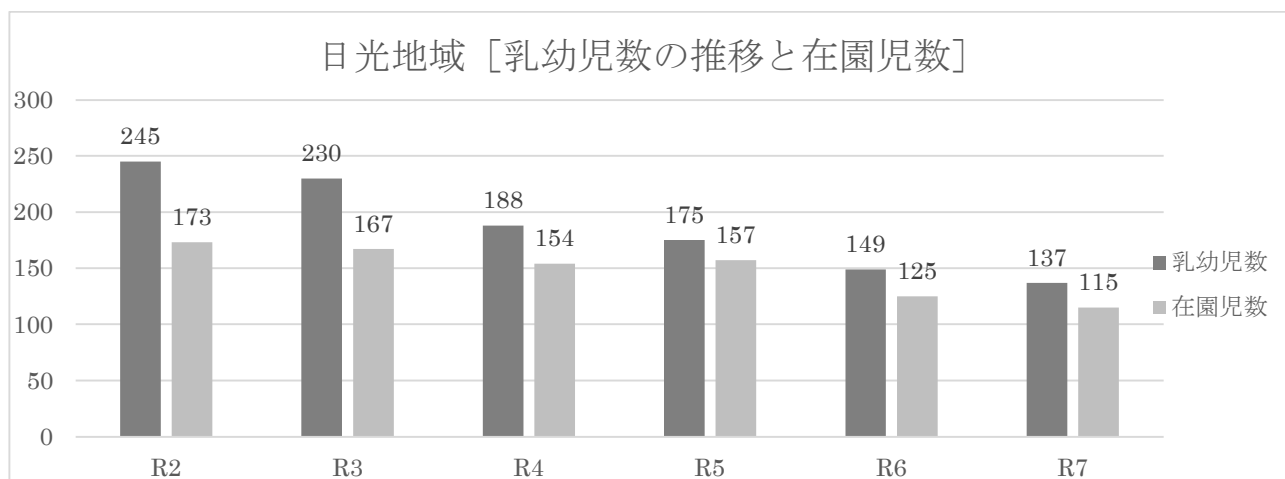
利用定員は認可定員を超過することはできず、また、受入する児童の平均が5年間にわたり利用定員の120%を超過した場合、利用定員を見直すこととしている。

なお、平成27年度に子ども・子育て支援新制度へ移行した時点で、上記内容については経過措置が示され、地域内の待機児童の解消を目的とする場合、利用定員枠を超えての受入れが安全策を講じたうえで許容されてきたが、当市においては、令和2年度より、施設の定員が適正値となるよう見直しを行っています。

【日光地域の乳幼児数の推移と在園児数】

(各年度 4 月 1 日現在)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
乳幼児数	245	230	188	175	149	137
在園児数	173	167	154	157	125	115



【日光地域の乳幼児の施設利用状況】

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

日光地域の施設利用者	今市地域の認可施設利用者	その他	合計
86	10	41	137

※その他は、未就園児や市外施設及び認可外施設利用者など

日光地域の乳幼児数 137 人のうち、10 人が今市地域の認可施設を利用し、41 人は、未就園児や市外施設及び認可外施設利用者などとなっております。

【日光地域の保育施設等在園児の内訳】

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

日光地域在住の園児	日光地域外在住の園児	合計
86	29	115

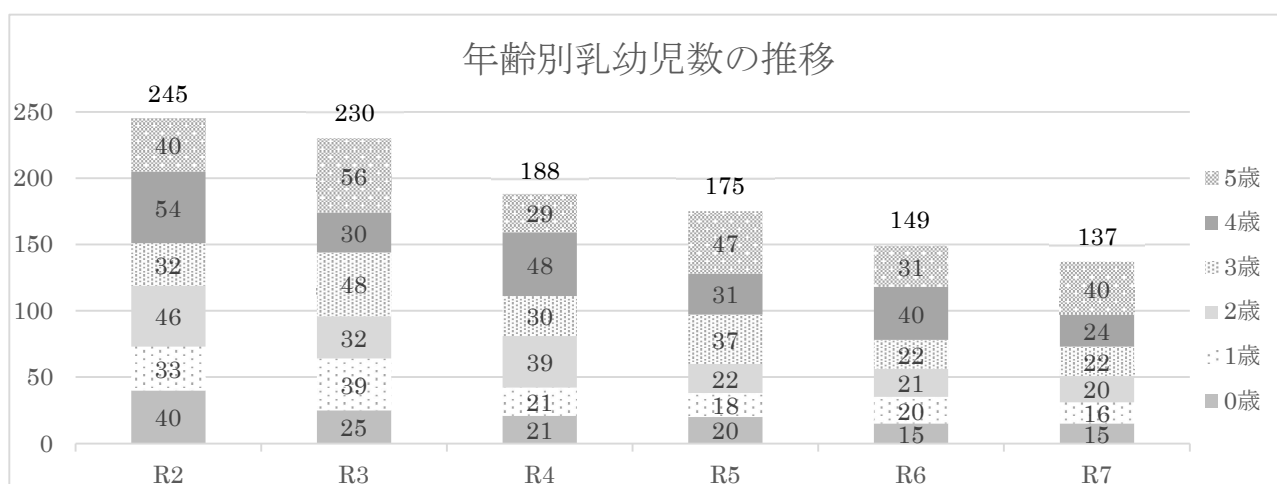
日光地域の保育施設等の在園児数 115 人のうち、今市など日光地域外から日光地域の施設を利用している乳幼児は 29 人おり、約 4 分の 1 が、日光地域外から通う園児となっています。

(4) 日光地域の乳幼児数の推移と現状

【年齢別乳幼児数の推移】

(各年度4月1日現在)

年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7
0	40	25	21	20	15	15
1	33	39	21	18	20	16
2	46	32	39	22	21	20
3	32	48	30	37	22	22
4	54	30	48	31	40	24
5	40	56	29	47	31	40
合計	245	230	188	175	149	137



【地区別乳幼児数の推移】

(各年度4月1日現在)

地区	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R2→R7 増減率
日光地区	218	196	163	158	134	124	▲43.1%
中宮祠地区	16	22	15	11	11	11	▲31.3%
小来川地区	11	12	10	6	4	2	▲81.8%
合計	245	230	188	175	149	137	▲44.1%

日光地区では、令和2年度から乳幼児数が半減しており、令和6・7年度程度の出生数が続くと、数年後には乳幼児数(0歳～小学校就学前)が100人を下回る可能性があります。

中宮祠地区は、乳幼児数は少ないものの、ここ数年は一定の人数で推移しています。

小来川地区は、乳幼児数の減少が顕著で、現在2人のみとなっています。

4. 施設のあり方と今後の方向性

(1) 日光地区

乳幼児数が減少する中であっても、こどもの成長には、一定数の人数による集団保育が必要と考えます。また、二つの公立保育園が建築から40年以上が経過し、老朽化が進んでいることや、令和10年4月に輪王寺附属日光幼稚園が認定こども園として新たな場所に移る予定があることから、今後、公立保育園を閉園し、民間保育施設へ移行することが望ましいと考えます。

ただし、移行にあたっては、乳幼児数の推移や民間保育園の受け入れ体制の状況、保護者や関係者の意見などをふまえながら、段階的に公立保育園を閉園していくことが重要と考えます。また、閉園にあたっては、一時保育や病後児保育などのサービスが維持されるよう考慮する必要があります。

(2) 中宮祠地区

乳幼児数は、少ないながらも一定数を保っており、保育需要は今後も見込まれます。また、地域の特性上、他の保育施設と離れた地区にあり、民間参入も難しい状況であることから、引き続き公立保育園を運営していくことが望ましいと考えます。

なお、保育需要の動向を注視しながら、「山間地・過疎地域等の保育体制」の構築を合わせて検討していくことも重要と考えます。

(3) 小来川地区

現状では乳幼児数の減少により、保育需要の見込みは少ない状況ですが、地域で子育てができる環境を維持することは必要と考えます。

そのため、今後整備される小来川地区センターの中に「山間地・過疎地域等の保育体制」を構築した上で小来川保育園を閉園することが望ましいと考えます。

5. おわりに

本委員会では、少子化や施設老朽化が進む日光地域の各保育施設のあり方と今後の方向性について検討しました。

会議の中では、「保育園・幼稚園等の子育て施設の存続が地域の活力維持に重要であること」や、「統合・再編にあたっては段階的な移行と丁寧な説明が必要であること」、「山間地や少人数地域には地域特性に応じた柔軟な保育体制が求められること」など、様々な意見が出されました。併せて、保護者や関係者が安心して移行できる十分な情報提供と、再編後も多様な保育ニーズに対応できる環境整備を求める声もありました。

日光地区では、乳幼児数の減少に伴う施設の適正配置や老朽化した施設の再編が急務となっています。一方で、過疎地域特有の事情を抱える中宮祠地区や小来川地区では、地域の特性に合わせた保育体制の整備が求められます。

本委員会の提言を踏まえ、子育て環境をより良いものとするために、多様化する保育ニーズに柔軟に対応しつつ、施設再編や保育運営の見直しを着実に進めていくことが重要です。関係者と協力しながら、未来を担う子どもたちにとって安全で安心できる保育環境の提供を目指していくことを期待します。

日光地域における教育・保育施設の状況

①日光保育園（65人）



②所野保育園（75人）



③小来川保育園（12人）



④中宮祠保育園（12人）



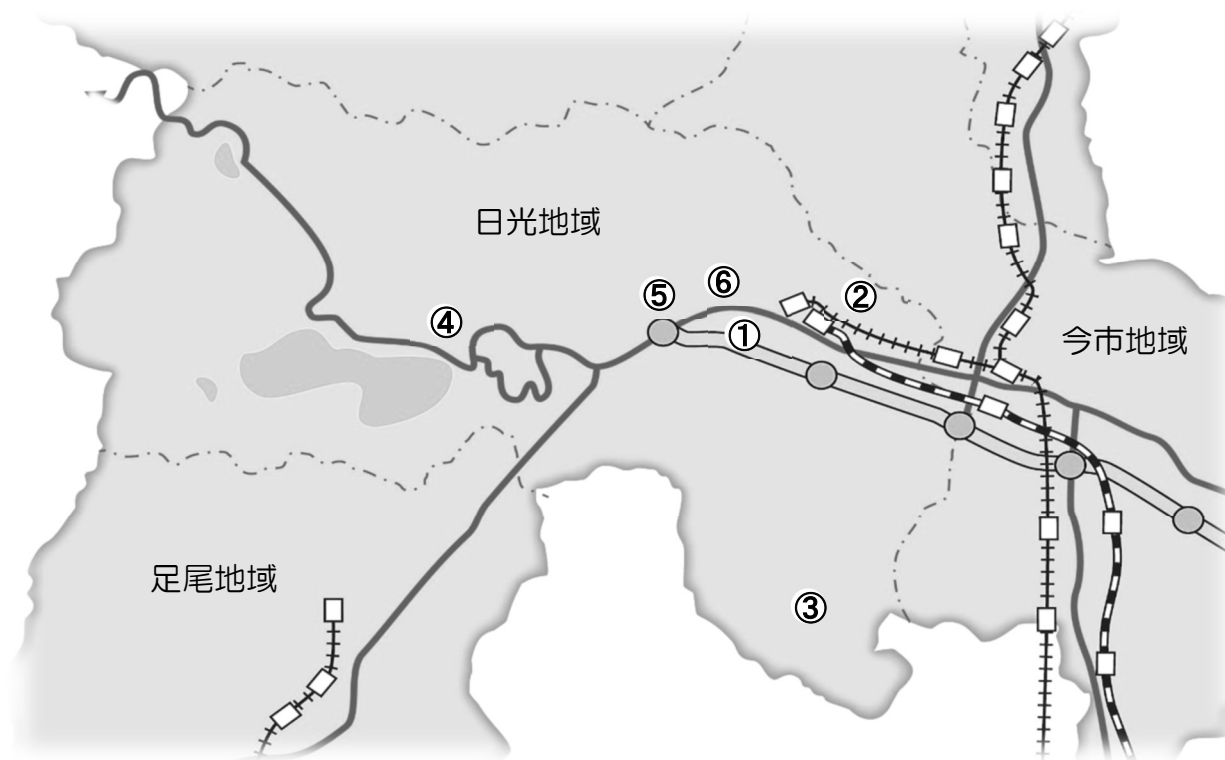
⑤認定こども園 清滝幼稚園（45人）

学校法人 清滝学園
理事長：鈴木幸雄

⑥輪王寺附属日光幼稚園（15人）

宗教法人 輪王寺
代表役員（門跡）：柴田立史

※（ ）カッコ内人数は利用定員



日光市日光地域保育施設等あり方検討委員会設置要綱

令和7年11月17日

告示第131号

(設置)

第1条 日光地域の保育所、認定こども園、幼稚園等（以下「保育施設等」という。）の適切な配置及び運営のあり方について検討を行うため、日光市日光地域保育施設等あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 日光地域の保育施設等の適切な配置や運営に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 保護者を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項が終了する日までとする。

2 委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（報告）

第7条 委員会において所掌事項が終了したときは、市長にその内容を報告するものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部保育課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

日光市日光地域保育施設等あり方検討委員会

(敬称略)

	区 分		氏 名	ふりがな	備 考
1	知識経験 を有する者	日光市幼稚園連合会	大嶋 裕	おおしま ゆたか	認定こども園 今市中央幼稚園
2		日光市民生委員児童委員 協議会連合会	小林 久子	こばやし ひさこ	東町地区 民生委員児童委員協議会
3		知識経験を有する者	平井 みゆき	ひらい みゆき	特定非営利活動法人 楽ッ子の会
4	地域 を代 表する者	日光地域自治会長会 (日光エリア)	大橋 昭二	おおはし しょうじ	和泉自治会長
5		日光地域自治会長会 (奥日光エリア)	星野 仁志	ほしの ひとし	中宮祠自治会長
6		日光地域自治会長会 (小来川エリア)	梅原 功	うめはら いさお	宮小来川自治会長
7	保護 者を 代表 する 者	公立保育園保護者	山本 美佳子	やまもと みかこ	日光保育園
8		公立保育園保護者	桑原 悠	くわばら ゆう	所野保育園
9		公立保育園保護者	三村 しずか	みむら しずか	中宮祠保育園
10		民間幼稚園保護者	小泉 啓介	こいずみ けいすけ	輪王寺附属 日光幼稚園
11		認定こども園保護者	柿沼 寛人	かきぬま ひろと	認定こども園 清滝幼稚園
12		日光市幼稚園 PTA 連合会	島田 友紀	しまだ ゆき	認定こども園 聖ヨゼフ幼稚園

日光市日光地域保育施設等あり方検討委員会 検討経過

開催年月日（会場）	協議事項
令和7年12月16日 （日光公民館）	第1回会議 ・委員長・副委員長の選出について ・日光地域保育施設等あり方検討委員会資料について ・今後の予定について
令和8年1月14日 （日光公民館）	第2回会議 ・日光市日光地域保育施設等あり方検討委員会報告書（案）について ・今後の予定について
令和8年2月4日 （書面開催）	第3回会議 ・日光市日光地域保育施設等あり方検討委員会報告書（案）について